

# 『70歳から74歳までの国民健康保険 被保険者に係る窓口負担について』

## 平成26年度から特例措置が見直されます

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担（一部負担金割合）は、一定の所得がある方を除き、法律上2割となっていますが、国の特例措置でこれまで1割負担とされてきました。しかしながら、平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになっています。

見直しに当たっては、高齢者の方々の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施される（法定の2割負担に順次戻される。）こととなります（下記①参照）。

（なお、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は、一定の所得がある方を除き、引き続き軽減特例措置の対象となります（下記②参照）。）

### ①平成26年4月2日以降に新たに70歳の誕生日を迎える方

（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

**・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割（※）になります。**

（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

… 誕生月の下旬（ただし、1日が誕生日の方は誕生月前月の下旬）に「高齢受給者証」を随時送付しますので、病院・薬局にかかる際に必ず保険証と一緒に提示してください。

### ②平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）

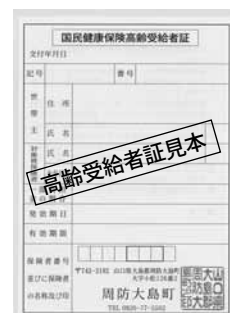
**・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割（※）のまま変わりません。**

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

… 特例措置により引き続き1割負担となる方に交付する「高齢受給者証」の記載事項（一部負担金の割合の欄の表記。）が、国の定めにより一部変更となります。3月下旬には、『2割（特例措置により1割）』と表示した新たな「高齢受給者証」を該当者の方へ送付しますので、ご確認の上、ご使用ください。



※これらの変更は、国の平成26年度予算成立後、正式決定されます。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502